

奈良県告示第三百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

令和六年三月二十二日

奈良県知事 山下 真

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
大和郡山市臨時外来検査センター	大和郡山市九条町一番地三	令和五年十二月十五日
よこた耳鼻咽喉科	香芝市下田西一丁目一〇番一九号 メデイカルプラザ香芝二階	令和五年十二月三十一日
初瀬薬局	桜井市大字初瀬二二二九一	令和五年十二月三十一日
えびす薬局	橿原市栄和町二三の一番地	令和六年一月一日
あさくらクリニック	桜井市大字黒崎六四六一	令和六年一月三十一日
小林クリニック	天理市西長柄町一六三	令和六年一月三十一日
なないろ薬局	桜井市大字黒崎六四七	令和六年一月三十一日